

国立研究開発法人建築研究所利益相反マネジメント方針

令和6年5月24日制定

1. 目的

国立研究開発法人建築研究所（以下「研究所」という。）は、公正・中立の立場で、住宅・建築・都市計画技術に関する研究開発、地震工学に関する研修等を総合的、組織的、継続的に実施する機関として、国内外の大学、研究機関、民間企業等との適切な役割分担のもとで、効果的かつ効率的な産学官連携活動等を推進している。

産学官連携活動等を推進する過程においては、研究所の役職員が企業等から得る経済的利益と役職員の研究所における責務が相反する、いわゆる利益相反が起こりうる。また、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されている。

このため、研究所は、役職員の利益相反（研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保を含む。）が深刻な状況に陥ることを未然に防ぐため適切なマネジメントを行うこと及び利益相反が発生した場合に適切に対処すること（以下「利益相反マネジメント」という。）により、役職員及び研究所の公正性及び信頼性を確保しつつ、産学官連携活動等の円滑な推進を図ることを目的として、利益相反マネジメント方針を定める。

2. 利益相反マネジメントの基本方針

- (1) 研究所は、役職員の産学官連携活動等に対する貢献を奨励する。
- (2) 研究所は、研究所の公正性及び信頼性を確保しつつ産学官連携活動等を効果的かつ効率的に行うため、利益相反マネジメント委員会等の体制を整備し、利益相反マネジメントを行う。
- (3) 研究所は、利益相反マネジメントを的確に行うため、役職員に対して、産学官連携活動等の相手方に対する経済的利益について報告を求めるとともに、特に必要があると認めるときは是正措置をとることを求める。
- (4) 研究所は、産学官連携活動等の相手方に対しても利益相反マネジメントへの理解と協力を求め、産学官連携活動等の円滑な推進を図る。

以 上